

一般廃棄物収集運搬業許可証

平成27年6月22日付で申請のあった一般廃棄物処理業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定に基づき下記のとおり許可します。

平成27年6月24日

恵庭市長 原 田



記

許 可 番 号	第3号
営業所の所在地	恵庭市白樺町1丁目18番5号
名 称	嘉屋興業株式会社
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物
営 業 区 域	恵庭市内全域
許 可 期 間	平成27年7月4日～平成29年7月3日
許 可 条 件	取扱廃棄物は、恵庭市から発生する一般廃棄物に限る（分別の徹底を行うこと）。